明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

第六号様式別表十（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）［別紙二十五］

更生欠損金額等及び民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金額等の控除明細書（法第72条の２第１項第１号・第３号に掲げる事業）

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

更生欠損金額等の控除明細書

債務免除等による利益の内訳						
債務の免除を受けた金額	①	円	適用年度終了の時における前期以前の事業年度から繰り越された欠損金額等	⑧	円
私財提供を受けた金銭の額	②		当期控除額（⑦と⑧のうち少ない金額）	⑨	
私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	③		欠損金額等（㉕の計）	⑩	
資産の評価益の総額	④		差引欠損金額等（⑧－⑩）	⑪	
資産の評価損の総額	⑤		欠損金額等からないものとする金額（⑨－⑪）（マイナスの場合は０）	⑫	
純評価益の額（④－⑤）（マイナスの場合は０）	⑥				
計（①＋②＋③＋⑥）	⑦				

民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金額等の控除明細書

債務免除等による利益の内訳						
債務の免除を受けた金額	⑬	円	適用年度終了の時における前期以前の事業年度から繰り越された欠損金額等	⑲	円
私財提供を受けた金銭の額	⑭		⑲の金額を控除する前の所得	⑳	
私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	⑮		当期控除額（⑱、⑲と⑳のうち少ない金額）	㉑	
資産の評価益の総額	⑯		欠損金額等（㉕の計）	㉒	
資産の評価損の総額	⑰		差引欠損金額等（⑲－㉒）	㉓	
計（⑬＋⑭＋⑮＋⑯－⑰）	⑱		欠損金額等からないものとする金額（㉑－㉓）（マイナスの場合は０）	㉔	

控除未済欠損金額等の調整

発生事業年度	調整前の控除未済欠損金額等	欠損金額等からないものとする金額（当該発生事業年度の㉕と（（⑫又は㉔）－当該発生事業年度前の㉖の合計額）のうち少ない金額）	差引控除未済欠損金額等（㉕－㉖）
	㉕	㉖	㉗
・　・ ・　・	円	円	円
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
計			